

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務 事業者選定要領

1 プロポーザル方式の実施

和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務委託を行う事業者を選定することを目的とし、和光市「市庁舎にぎわいプラン」基本計画（にぎわい創出）策定支援業務提案審査委員会（以下「委員会」という。）を設立する。委員会の管轄のもと、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により、最も適した事業者を選定する。

プロポーザルの実施に際して、委員会の協議により2(4) 審査評価基準等を決定する。

2 審査及び事業者選定

(1) 事業者の選定

委託事業者の選定は、委員会が行うこととする。

(2) 優先交渉権者の決定

委員会は、応募者からの提案書の審査を行い、本事業に最も適した事業者を応募者の中から1者選定する。委員会の選定結果を踏まえ、委託事業者を決定する。

(3) 事業者の選定

委託事業者の選定は、委員会が行うこととする。

(4) 審査評価基準

提案書の内容による委員の平均評価点を100点満点として評価を行うこととする。なお、ヒアリングあるいはプレゼンテーションは行わない。

別添の審査評価基準書の各項目について採点し、点数を記入する。また、基準点を60点とし、これを超える評価を得なければ、選定されないこととする。

3 提案審査内容

提案課題項目にしたがって審査を行うこととする。

(1) 対象施設における施設用途案の作成方針

(2) 各プロジェクトの実現に向けた考え方

(3) 民間事業者及び団体等に対する個別ヒアリングの実施方針

(4) 基本方針における「狭あい化対策プロジェクト」との連携方針

(5) 実施スケジュール

(6) 実施体制（担当業務、管理・責任体制）

(7) その他本業務に対する提案

4 契約期間

契約期間は契約締結日から令和2（2020）年3月31日までとする。

■評価基準書(案)

評価項目		基準点数
(1)対象施設における施設用途案の作成方針	①施設用途案を検討するにあたり、基本計画策定委員会での協議を尊重する意思があるか。 ②施設用途案を検討するにあたり、独自性の発揮を感じられるか。 ③市民にわかりやすい平面図やイメージ図の作成を心がけているか。	30
(2)各プロジェクトの実現に向けた考え方	①想定するスキームを検討する際に、実現可能性を重視しているか。 ②市民、行政、民間事業者の役割分担が、現実的か。 ③ロードマップの作成にあたり、無理のないスケジュールを心がけているか。	40
(3)民間事業者及び団体等に対する個別ヒアリングの実施方針	①施設用途案と運営管理者の想定を合致させることに注力しているか。 ②利用者の需要予測へ反映するにあたり、明確な視点を持っているか。	10
(4)基本方針における「狭あい化対策プロジェクト」との連携方針	①「狭あい化対策」との連携を意識しているか。 ②具体的な連携方針が掲げられているか。	5
(5)実施スケジュール	①無理のないスケジュール設定がなされているか。 ②基本計画の策定に合致したスケジュール設定がなされているか。	5
(6)実施体制(担当業務、管理・責任体制)	①進取の気性に富んでいるか。 ②真摯に取り組む姿勢を感じられるか。	5
(7)その他本業務に対する提案	①仕様書で求められている以外の提案がなされているか。 ②和光市の取組に対してオリジナリティを感じることができるか。	5
合計		100

注1:評価基準書(案)は基本計画策定支援業務提案審査委員会で最終決定するため変更の可能性がある。

注2:見積書は数値化しないが、提示した業務規模とかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には特定しない場合がありうる。

評価できる	やや評価できる	普通	やや劣る	劣る
A	B	C	D	E
×1	×0.7	×0.5	×0.3	×0